

三条市地域公共交通協議会規約の一部改正について

1 改正の趣旨

地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを明記するとともに、栄商工会及び下田商工会の合併に伴う委員の表記などについて必要な改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 三条市地域公共交通網形成計画を改定し、三条市地域公共交通計画を作成することができるよう、本協議会で協議等を行うとしている「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。(第1条関係)
- (2) 令和6年4月1日から栄商工会及び下田商工会が合併し、新たに「三条市商工会」となったことから、委員の「栄商工会 会長」及び「下田商工会 会長」を「三条市商工会 会長」に改める。(別表1関係)
- (3) 委員の区分について引用する法令の条項号と整合を図る。(別表1関係)

3 改正規約案 別紙のとおり

4 施行期日 令和6年4月 日 (三条市地域公共交通協議会の決議があった日)